

西蒲民商ニュース

18年12月10日号
西蒲区巻甲2573-5
TEL 72-3372
FAX 72-3321

いよいよ確定申告準備…

記帳と自主計算が

商売を守る力!

12月に入り、記帳も年末のまとめに入ります。そこで、2018年分(平成30年)の確定申告の留意点をまとめておきましょう。

①消費税課税業者は昨年(2017年)が1千万円(税込)を超えているかどうかです。

②消費税簡易課税届や不適用届などは12月末まで提出になっています。

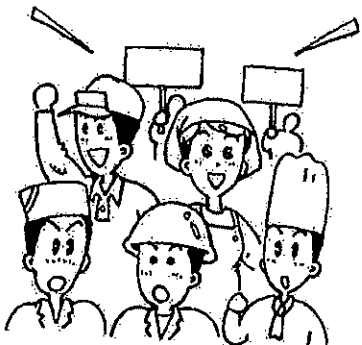
③配偶者特別控除の改正があります。

*配偶者控除(38万円)：収入103万円以下はほぼ今まで通りです。

*配偶者特別控除(最高38万円)が拡大されました。収入は150万円以下で38万円まで控除出来ます。収入201万6千未満まで段階的に控除されます。

④記帳と自主計算が商売を守る力になります。今週、自主計算パンフと民商計算ノートを下します。所得を出すには、年間の記帳(様式は問いません)、請求書や領収書等の保存が、一番大事です。12月中に書類を集めて整理していきましょう。

消費税 10% 反対!



軽減税率…
買い物で脳トレも出来ます。
政府広報CM

春季運動資金のお願い

西蒲民商は、確定申告の準備として自主計算パンフや自主計算ノート(まとめ)を配布します。春の運動では、民商の紹介運動と合わせてチラシなどの宣伝活動を行います。そのため春季運動資金(千円)をお願いしています。12月会費と合わせてご協力をお願いします。

西蒲民商会計 笹川一夫

消費税・脳トレタイム

次の場合は0%でしょうか?

- ①ハンバーガー持ち帰る
- ②ハンバーガー店内で食べる
- ③そばを出前で取る
- ④店で食べ残しの寿司を持ち帰る
- ⑤水道料金
- ⑥お茶、コーヒーなどのペットボトル飲料、持帰り
- ⑦オロナミンC
- ⑧リポビタンD
- ⑨イチゴ狩りの入園料
- ⑩カラオケでの飲食物
- ⑪入院時の病院食(通常メニュー)
- ⑫ホテルの客室のジュース
- ⑬新潟日報、朝日新聞等定期購読

【回答?】
8%：①③⑥⑦⑬
10%：②④⑤⑧⑨⑩⑫
⑪番は非課税となります。

⑬番は、基本10%になり、飲食店等は打撃です。こんな税制にノーを。

ケガや病気が多発、自愛と共

済加入を!

12月に入り、仕事中に手首骨折(建築)足に血栓が出来た(建築)、胃ガンが他の臓器に転移(建材)等ケガや病気が増えています。年末は忙しく、仕事や車の運転等注意が大事。改めて全会員と家族が全商連・民商共済に加入しましょう。

